

～中小企業自社製品出展事業費補助金のご案内～

【制度のあらまし】

伊勢崎市は**市内中小企業者**の皆様が、展示会又はオンライン展示会に出展する際、主催者等へ直接支払う経費の**3分の2以内の額(上限20万)**を補助金として交付します。

【補助対象事業、補助対象者、補助対象経費等】

補助対象事業	展示会又はオンライン展示会に自ら出展する事業 ※展示会については、県外及び海外で開催されるものが対象
補助対象者	(1)市内に本社がある中小企業者であり、かつ、市内に事業所を有するもの(小売業を除く) (2)市税の滞納がない者
補助対象経費	中小企業者が主催者等へ直接支払う次に掲げる経費 (1)小間料及びブース貸借料 (オンライン展示会にあつては、登録料、参加料等) (2)出展負担金 (3)展示装飾費 (オンライン展示会にあつては、当該展示会で使用するコンテンツ作成料) (4)備品借上料 (注意)補助対象経費が7万5,000円未満の場合には、補助金交付の対象とはなりません。
補助額	主催者等へ直接支払う補助対象経費の3分の2以内の額とし、20万円を上限とする(同一年度2回まで)
申請期限	展示会開催日の10日前まで

【お問い合わせ先】

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410

伊勢崎市産業経済部企業誘致課 ☎0270-27-2756(ダイヤルイン)